

(平成23年3月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月12日から同年4月1日まで  
② 平成19年4月1日から同年4月21日まで

A社B店の新規開店に際し、平成19年3月12日から同社に雇用された。雇用保険の資格取得日は同日になっているのに、年金事務所の回答によると、厚生年金保険の加入日が同年4月1日になっており驚いた。また、給与は月額50万円だったにもかかわらず、同年4月の標準報酬月額が38万円とされているため、合わせて正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は、厚生年金保険料控除の方法は当月控除であると回答しているところ、同社が保管する平成19年4月分の給与支払明細書から、申立人は、申立期間②において、その主張する標準報酬月額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、事業主は申立人の標準報酬月額を38万円で届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料

を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間①においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、同社が保管する平成19年3月分の給与支払明細書によると、申立人に126,145円（5日分）が支給されているが、当該給与から申立期間①に係る厚生年金保険料が控除されていないことが認められる。

また、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、申立人は、オンライン記録のとおり、平成19年4月1日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、入社時に会社側から厚生年金保険及び健康保険の加入に関する説明があったかどうか記憶していないと供述しているが、A社の総務担当者は、当時、厚生年金保険及び健康保険の加入について申立人に確認したところ、申立人自身から、平成19年3月までは国民年金及び国民健康保険に加入するため、同年4月から厚生年金保険及び健康保険に加入する旨の話を聞いたとの供述を行っている。

加えて、オンライン記録によると、申立人は同年4月1日まで国民年金に加入し、同年3月の国民年金保険料を同年4月2日に納付していることが確認でき、C市役所からの回答によると、申立人が同年4月1日付け社会保険加入を理由として国民健康保険の資格を同年4月2日に喪失していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 佐賀厚生年金 事案 1091

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月頃から 33 年 10 月頃まで  
(A社系列の事業所)  
② 昭和 36 年 8 月頃から 37 年 2 月頃まで  
(B事業所)  
③ 昭和 38 年 7 月頃から 39 年 5 月頃まで  
(C事業所)

昭和 32 年 4 月頃から 33 年 10 月頃まで、現在のD市にあったA社の事業所で、主にEの業務に従事した。

昭和 36 年 8 月頃から 37 年 2 月頃まで、F市内のB事業所(後のG事業所)のH職種をしていた叔父の紹介で、同事業所に勤務し、毎日午後の外出をする事業主の運転手を勤めた。

昭和 38 年 7 月頃から 39 年 5 月頃まで、I市にあったC事業所でJ職種の仕事をした。

いずれの事業所でも厚生年金保険に加入していたと思うので、厚生年金保険の加入期間として認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、現在のD市に所在したA社の事業所に勤務し、Eの業務に従事したとする申立人の詳細な記憶から、勤務期間及び事業所の特定はできないものの、申立人がD市に所在した事業所に勤務したことは推測できる。

しかしながら、オンライン記録において、申立人が勤務したと主張する現在のD市に所在した事業所、及び事業所名称に「A社」の文字が含まれるK県内の厚生年金保険適用事業所について 11 事業所を確認できたが、いずれの事業所の職歴審査照会回答票及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも申立人

及び申立人が記憶する同僚の氏名の記載は見当たらないことから、申立事業所を特定することができない。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、叔父の紹介でB事業所に勤め、事業主の運転手をしたとする申立人の詳細な記憶、及び当該叔父について同事業所に係る厚生年金保険の加入記録が確認できることから、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務したことは推認できる。

しかしながら、B事業所の同僚9人に申立人のB事業所における勤務について照会したところ、回答があった5人は申立人を記憶しておらず、また、申立人の叔父は亡くなっているため、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることはできない。

また、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間②において厚生年金保険被保険者資格を取得した者はおらず、申立人が同事業所に係る被保険者資格を取得したことを示す記載は無い上、整理番号に欠番は無い。

さらに、B事業所は、既に廃業しており、申立期間②における保険料控除が分かる賃金台帳等は無く、また、申立人も申立期間②当時の給与明細書等を所持していないことから、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、I市に所在したC事業所に、J職種として勤務し、同事業所の3階に住んでいたとする申立人の詳細な記憶から、勤務期間及び事業所を特定できないものの、申立人がI市に所在した事業所に勤務したことは推測できる。

しかしながら、申立人が申立事業所の所在地と主張するI市を管轄するL年金事務所管内の事業所記号番号払出簿の「M」行には、C事業所の事業所名称の記載は見当たらない。

また、オンライン記録において、L年金事務所管内における厚生年金保険の適用事業所で事業所名称に「N」又は「O」の文字を含む事業所を6事業所（P社、Q事業所、R事業所、S事業所、T事業所、U事業所）確認できたが、いずれの事業所の職歴審査照会回答票及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも申立人及び申立人が記憶する同僚二人の氏名の記載は無く、さらに、V県内の全ての厚生年金保険の適用事業所を確認したが、申立事業所の事業所名称は見当たらないことから、申立事業所を特定することができない。

このほか、申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 佐賀厚生年金 事案 1092

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月 1 日から 54 年 6 月 1 日まで

昭和 53 年 5 月に A 社 B 支部に入社した。同年 6 月から給料が高くなり月額 26 万円から 33 万円程度もらっていた。厚生年金保険の標準報酬月額の記録では 7 万 2,000 円となっているため、申立期間について正しい標準報酬月額に変更してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する A 社 B 支部の同僚は、同社の給与体系について、基本給より歩合給の割合が多かったと供述しており、また、別の同僚は、自身が同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した時の標準報酬月額の記録について、基本給の金額であったと供述している。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 53 年 1 月から同年 12 月までの期間において、同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した者が 89 人（申立人を含む。）みられ、この 89 人の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額をみると、7 万 2,000 円の者 75 人（申立人を含む。）、6 万 4,000 円の者 7 人、7 万 6,000 円の者 5 人、8 万円の者 1 人、8 万 6,000 円の者 1 人であることが確認でき、さらに、このうち申立人と同日（昭和 53 年 8 月 1 日）付けで厚生年金保険被保険者資格を取得した者 8 人の同資格取得時の標準報酬月額をみると、申立人と同額の 7 万 2,000 円の者 4 人、6 万 4,000 円の者 4 人であることが確認でき、申立人の A 社における申立期間の標準報酬月額のみが同僚の標準報酬月額と著しく異なる事情は見当たらない。

さらに、A 社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額の記載内容に不自然な点はみられず、オンライン記

録とも一致しており、遑って標準報酬月額が訂正が行われた形跡もみられない。

加えて、申立人は、申立期間に係る給与明細書等を保管しておらず、A社は既に廃業しており、同社の後継事業所であるC社の人事担当者は、A社の従業員に関する賃金台帳等の資料を保管していない旨の供述を行っている。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 佐賀厚生年金 事案 1093

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 12 月頃から 37 年 3 月 10 日まで  
② 昭和 37 年 4 月 25 日から 38 年 4 月頃まで

A社のB支店の新規開店に伴う求人に応募し、支店開店日以前から勤務しており、C職種の仕事をしていた。厚生年金保険の記録が昭和37年3月10日から4月25日までの期間となっているが、36年12月頃から勤務したと思う。結婚するため38年4月に退職し、同年\*月に結婚したと記憶している。

申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録においてA社B支店が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できないが、申立人と同じ日（昭和37年3月10日）にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚は、同社のB支店の新規開店は36年12月だった旨を供述していること、及び申立人の供述から、申立人が同年12月頃から同社に勤務したことは推認できる。

しかしながら、前述の同僚は、健康保険証は、勤務開始から数か月後にももらった記憶がある旨を供述している上、申立人と同じ日に厚生年金保険被保険者資格を取得した別の同僚も、厚生年金保険の資格取得日の数か月前から同事業所に勤務していた旨を供述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者を78人確認することができる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、申立期間①において、申立人が同社に係る被保険者資格を取得したことを示す記載は無い上、整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人は申立期間①当時の給与明細書を所持しておらず、このほかに、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は昭和 38 年 4 月頃まで A 社 B 支店に勤務したと主張している。

しかしながら、申立人は、結婚した年の 4 月に退職し、同年 \* 月に結婚した、結婚してから 1 年半後の 39 年 \* 月に長男が生まれた旨を供述しているところ、申立人の戸籍抄本により、37 年 \* 月 \* 日に婚姻したとする記録が確認できること、及び 39 年 \* 月 \* 日に長男が生まれた記録が確認できることから、申立人が A 社を退職したのは 37 年 4 月であると考えられる。

また、A 社 B 支店に勤務していた複数の同僚に申立人の勤務実態について照会したところ、回答があった者からは、申立人の申立期間②における勤務実態について供述を得ることができなかった。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、申立期間②において、申立人が同社に係る被保険者資格を取得したことを示す記載は無い上、整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人は申立期間②当時の給与明細書を所持しておらず、このほかに、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。